

仕 様 書

- 1 委託名 令和5年度3歳児健康診査尿一次検査及び尿二次検査業務委託
- 2 委託期間 令和5年5月8日から令和6年3月29日
*検査の委託は7月から（初回検査7月5日）だが、5月に検査容器の納品が必要となるため、委託期間は5月8日からとする。
- 3 対象者 令和5年度3歳児健康診査対象者及び尿二次検査対象者
- 4 検査日程

別紙1「令和5年度3歳児健康診査日程」及び別紙2「令和5年度尿二次検査日程」のとおり
※感染症の流行状況等により変更となる場合がある。

	実施日程予定	検体回収時間	検体回収場所
3歳児健康診査尿一次検査	別紙1に記載された日時 原則、火曜日または木曜日 全56回	14時30分～ 15時30分	別紙1に記載された日時の 区健康課 ※2会場同日開催の場合有 ※8尿検体回収場所参照
尿二次検査	別紙2に記載された日時 金曜日 全18回	14時45分	・7月～8月：健康支援課* ・9月～令和6年3月： 千葉県障害者相談 センター1階 ※8尿検体回収場所参照

*千葉県保健福祉局健康福祉部健康支援課は、千葉県総合保健医療センター改修工事のため、令和5年度の途中（10月頃）で、千葉ポートサイドタワーに移転する予定。詳細は委託業者決定後に伝えることとする。

*令和5年9月以降は、尿二次検査の検体回収場所が、千葉県障害者相談センター（ハーモニープラザ内）1階となる。

5 検査項目

	検査項目	基準（所見あり）
3歳児健康診査尿一次検査	尿自動分析装置による定性検査 （蛋白・潜血・糖・白血球・亜硝酸塩）	蛋白（+-）、潜血（+）、糖（+-） 白血球（+）、亜硝酸塩（+） 以上が一項目でもあるもの
尿二次検査	①尿自動分析装置による定性検査 （蛋白・潜血・糖・亜硝酸塩・白血球） ②尿沈渣検査 （赤血球数・白血球数・円柱数・細菌） ※詳細 別紙3～7「尿検査入出力ファイル仕様書」参照	蛋白（+）、潜血（+）、糖（+） 亜硝酸塩（+） 沈渣にて赤血球HPF5個以上、白血球HPF10個以上、円柱（数）、細菌（+） 以上が一項目でもあるもの ※ただし、硝子円柱のみを除く

6 年間（一年度）見込み件数

	年間（一年度）見込み件数	令和5年度見込み件数 (令5年7月～令和6年3月)
3歳児健康診査尿一次検査	6, 897件	5, 173件
尿二次検査	546件	410件

※上記件数は見込みであり、依頼件数を保証するものではない。

7 委託業務内容

(1) データの受け渡しに関するテストの実施

ア. 受注者は、令和5年7月の検査開始までの期間に、発注者（千葉市）とデータの受け渡しに関するテストを実施すること。その結果、不具合が生じた場合には、検査実施までに、運用が滞ることのないよう対応すること。

(2) 検査に関する物品の供給

ア. 検査に要する採尿容器、クーラーボックス等の物品は、受注者が供給すること。

イ. 受注者は、以下の定められた期日までに3歳児健康診査対象者分の容器を健康支援課へ納品すること。

(ア) 尿一次検査用の容器：7月の3歳児健康診査対象者分として、千葉市が指定する日までに、800個の採尿容器等検査用資材を健康支援課へ納品する。その後は、毎月15日（土日祝の場合はその前営業日）までに700個を納品する。なお、数か月分をまとめて納品することも可能だが、その場合には事前に健康支援課へ連絡をすること。

(イ) 尿二次検査用の容器：7月の尿二次健診対象者分として、千葉市が指定する日までに150個を納品する。その後は、毎月15日（土日祝の場合はその前営業日）までに100個を納品する。なお、数か月分をまとめて納品することも可能だが、その場合には事前に健康支援課へ連絡をすること。

(3) 検体の回収及び搬送

ア. 受注者は、指定された日時（別紙1「令和5年度3歳児健康診査日程」及び別紙2「令和5年度尿二次検査日程」参照）に合わせて、3歳児健康診査が行われた区健康課及び尿二次検査実施機関にて、尿検体を回収すること。

イ. 受注者は、検体の回収の際に区健康課職員及び尿二次検査実施者に受託業者である名札を提示し、保冷した搬送用のクーラーボックス等を用い、区健康課及び尿二次検査実施者から渡されるナンバリングされた尿検体を収納すること。

ウ. 受注者は、検体提出及び未提出者の一覧を記載した尿検査検体数報告書（以下「検体数報告書」という。別紙8「尿検査検体数報告書」参照）の書面を受領すること。

エ. 検体は、搬送中、適切な温度管理を行い、衝撃等で破損することが無いよう注意すること。

オ. 検体及び検査依頼書等の扱いについては、健診対象者氏名や母子個人コード等の個人情報がある場合、外部から見えないように慎重に取り扱うこと。

(4) 検体の確認

ア. 受注者は、尿検査依頼対象者リスト（以下「対象者リスト」という。別紙5「入出力ファイル仕様書」参照）に記載されている母子個人コード及び尿検査依頼番号をもとにナンバリングされた尿検体と突合すること。

※対象者リストは、検査実施日19時まで、3歳児健康診査尿一次検査では各区健康課・尿二次検査では尿二次検査実施者によって、千葉市保健医療・衛生情報システムから抽出されたものが、受注者及び健康支援課へCSVデータで送付される。なお、送付の方法については、別途通知する。

*健康支援課（尿二次検査のみ）は1番～、中央保健福祉センターは1001番～、花見川保健福祉センターは2001番～、稲毛保健福祉センターは3001番～、若葉保健福祉センターは4001番～、緑保健福祉センターは5001番～、美浜保健福祉センターは6001番～で、採番することとし、二会場同日開催の場合にも、同番号を使用しないものとする。

イ. 対象者リストと尿検体の突合が合わない場合は、健康支援課へ直ちに電話で確認すること。

(5) 検査

ア. 受注者は、検体について、区健康課及び尿二次検査実施者から受け取ったのち、自らの衛生検査所において、指定された検査を実施すること。

イ. 3歳児尿一次検査及び尿二次検査において、下記①～④の緊急受診対応の結果が出た場合は、即日（17時30分まで）、難しい場合は翌営業日16時30分までに健康支援課へメールまたは電話等で報告すること。

※緊急受診対応の検査項目

3歳児尿一次検査 及び 尿二次検査 (共通)	① 糖(+)以上 ② 蛋白(2+)以上 ③ 潜血(3+)以上 ④ 蛋白(+)かつ潜血(2+)
---------------------------------	---

(6) 検査結果の報告

ア. 検査結果は、検査結果書（別紙9「三歳児尿一次検査結果書」及び別紙10「三歳児尿二次検査結果書」）と、千葉市保健医療・衛生情報システムに取り込むことが出来るように、母子個人コード及び尿検査依頼番号、検査結果等を、指定したデータ入力方法（別紙3～7「尿検査入出力ファイル仕様書」参照）で報告すること。

イ. やむを得ない事情等により、定められた期日までに、結果の報告ができなくなる恐れが生じた場合、受注者は直ちに健康支援課にその旨を連絡すること。

(7) 検査結果報告期限

ア. 受注者は、収集を行った日から、尿一次検査については3営業日後の午後5時まで、尿二次検査については7営業日後の午後5時まで、以下のとおり報告すること。

(ア) 尿検査結果：CSVデータで納品すること。納品の方法については、別途、発注者と協議して決定すること。

※千葉市保健医療・衛生情報システムに取り込むことが出来るよう、指定した仕様書（別紙3～7「尿検査入出力ファイル仕様書」参照）に基づき、提出をすること。

(イ) 検査結果書（仮報告書）：データまたは紙によって報告すること。

※データの場合、ファイル形式は問わない。記載する項目については、別紙9「三歳児尿一次検査結果書」及び別紙10「三歳児尿二次検査結果書」を参照。

(ウ) 緊急受診者対象者のデータによる報告は（ア）（イ）の検査結果報告と同時でも支障ないものとする。

8 尿検体回収場所及び連絡先

(1) 3歳児健康診査尿一次検査

- ア. 千葉市中央保健福祉センター健康課
千葉市中央区中央4丁目5番1号 Q i b a l l (きぼーる) 12階
TEL:043-221-2581
- イ. 千葉市花見川保健福祉センター健康課
千葉市花見川区瑞穂1丁目1番地
TEL:043-275-6295
- ウ. 千葉市稲毛保健福祉センター健康課
千葉市稲毛区穴川4丁目12番4号
TEL:043-284-6493
- エ. 千葉市若葉保健福祉センター健康課
千葉市若葉区貝塚2丁目19番1号
TEL:043-233-8191
- オ. 千葉市緑保健福祉センター健康課
千葉市緑区鎌取町226番地1保健福祉センター1階
TEL:043-292-2620
- カ. 千葉市美浜保健福祉センター健康課
千葉市美浜区真砂5丁目15番2号
TEL:043-270-2213

(2) 尿二次検査

- ア. (令和5年7~8月) 千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課
千葉市美浜区幸町1丁目3番9号 千葉市総合保健医療センター内
TEL:043-238-9925
- イ. (令和5年9月~令和6年3月) 千葉市障害者相談センター
千葉市中央区千葉寺町1208-2 (千葉市ハーモニープラザ内1階)
[TEL:043-238-9925](tel:043-238-9925) ※実施場所移転後も、連絡先は健康支援課とする。

9 結果報告に係る連絡先

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課

千葉市美浜区幸町1丁目3番9号 千葉市総合保健医療センター TEL:043-238-9925

*千葉市総合保健医療センター改修工事のため、健康支援課は、令和5年度の途中(10月頃)で、千葉ポートサイドタワーに移転する予定。詳細は委託業者決定後に伝えることとする。

10 支払方法

各月の実績に応じた、請求書払い。

*検査実施後 CSV ファイルの納品をもって、履行完了とする。なお、実績は、検査実施日(検体回収日)が属する月のものとする。

*検査業務に要する経費(システム改修費等)、物品の管理供給、検体の回収、検査結果の報告等を含めた委託料とし、別途支払いは生じないものとする。

11 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に際しては、千葉市情報セキュリティポリシーに定める基準を満たす情報セキュリティに関する規程を整備し、遵守すること。なお、千葉市情報セキュリティポリシーのうち、「千葉市情報セキュリティ対策基準」については、非公開資料であるため、契約締結後

に必要な応じて提示する。

- (2) 尿検査結果等の疑義等が生じた場合は、結果の再確認を行い、必要な修正を行うこと。また、その場合、修正を行ったものを納品すること。
- (3) 本業務は、仕様書及び幼児尿検査実施予定表に記載のとおりの日程で作業するため、委託単価契約書内第3条第1項にある、作業計画書の作成と提出は省略することとする。
- (4) 上記以外の対応については、健康支援課と受注者との協議することとする。